

単独不活化ポリオワクチンの定期予防接種について

生ポリオワクチンの予防接種が9月1日から、より安全な不活化ワクチンに一齐に切り替わります。接種未完了のお子さまに接種を受けさせていただくようお願いいたします。

なお、対象年齢のうち接種未完了のお子さまへは通知をしますので、詳しくはそちらをご覧ください。

【ワクチン名】

単独不活化ポリオワクチン

【対象者】

生後3カ月～

7歳6ヶ月未満

【接種方法】

下記「どうすればいいの？」
ポリオワクチン」参照

【接種費用】

無料

【持ち物】

母子手帳、予診票

【町内実施医療機関】

- ・御代田中央記念病院
- ・井田医院
- ・佐々木小児科医院
- ・宮下内科循環器科クリニック

※予約方法は定期予防接種と同じです。保健予防事業実施計画表をご覧ください。

※町外の医療機関で接種を希望される方は、町の指定医療機関になつてるか事前にご確認ください。

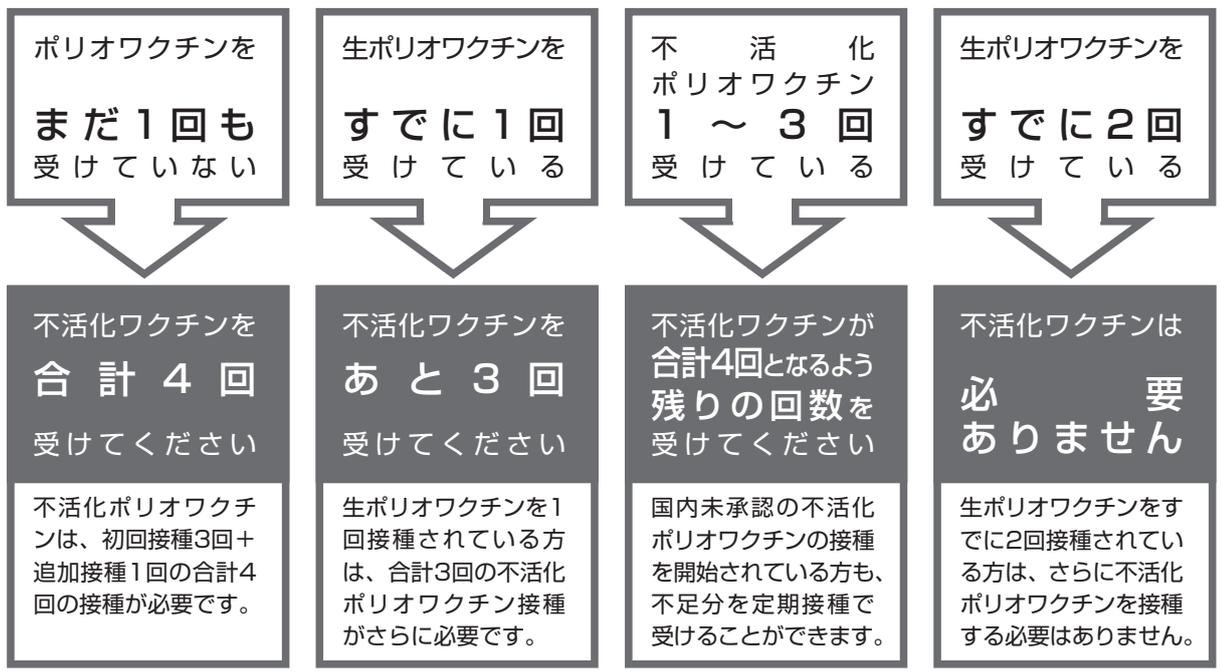
4種混合ワクチン(3種混合+不活化ポリオワクチン)について

- ・平成24年11月の導入を目指しています。このワクチンの導入までの間は、単独不活化ポリオワクチンと3種混合ワクチンを接種してください。
- ・4種混合ワクチンを待つために、3種混合ワクチンの接種を遅らせることは危険です。乳児が百日咳にかかると、重症化し、命にかかわることもあります。3種混合ワクチンは、生後3カ月を過ぎたらできるだけ早く接種することが望ましいです。
- ・単独不活化ポリオワクチンを接種した後に、4種混合ワクチンを接種することは現時点ではできません。

問い合わせ先

保健福祉課健康推進係
(32)25554

どうすればいいの？ポリオワクチン



人権擁護委員に 柏木八重子氏再委嘱

7月1日より柏木八重子氏が人権擁護委員に再委嘱されました。

人権擁護委員は、住民の人権にかかわる相談に応じます。相談は無料で秘密は厳守されます。

町では、毎月相談所を開催しています。また、電話での相談も受け付けております。ぜひご利用ください。

【相談日】

毎月5日
午前9時から正午まで

【会場】

ハートピアみよた相談室



※左から櫻井雄一、柏木八重子、味木春子、山本卓男(敬称省略)

問い合わせ先

保健福祉課福祉係(32)6522

10月集団健(検)診のお知らせ

【健(検)診項目】

特定健康診査・基本健診・大腸がん検診・肝炎検査・前立腺がん検診

【日 程】

10月1日(月)～12日(金)
午後1時15分～3時10分
(土・日・祝日は除く)

※日時につきましては、こちらで指定させていただきます。変更または、キャンセルを希望する方は、早めに保健福祉課へご連絡ください。ご家族で時間が異なっている方、お車の都合などで時間を変更したい方もご連絡ください。

【受付方法】

申し込まれていない方で健診を希望する方は、9月27日(木)までに保健福祉課へご連絡ください。
※申し込まれた方には、9月中旬に受診券、問診票、説明用紙などを郵送いたします。

◎各種健(検)診の詳細については、下記の表をご確認ください。

申し込み・問い合わせ先

保健福祉課健康推進係

(32)2554

	特定健康診査	基本健康診査		大腸がん検診
対象者	御代田町国民健康保険に加入している40歳～74歳までの方	75歳以上の全町民	39歳以下の全町民	40歳以上の全町民
自己負担料金	2,000円	無料	2,000円	1,000円
検査内容	身長・体重・腹囲・検尿・血圧・問診・血液検査・内科診察(※医師が必要と判断した場合、心電図・眼底検査実施)	身長・体重・検尿・血圧・問診・血液検査・内科診察	身長・体重・腹囲・検尿・血圧・問診・血液検査・内科診察	便潜血検査 2日法
備考	40歳以上の方は、肝炎検査(1,000円)・前立腺がん検診(1,000円)を同時に受けられます。ご希望の方は当日受付にてお申し出ください。			

ごんにちは農業委員会です

御代田町農業委員会事務局(32)3111 内線64・27

土地の管理をしましょう！

農地造成には届出を！

皆さんの自宅や所有している土地にある樹木の枝は、敷地を越えて隣接する農地や道路にはみ出ていませんか。また、所有地や農地の土手草は伸びていませんか。

●樹木の管理はしっかりと樹木による日照不足や虫の発生は、農作物には致命的です。
秋になると、落葉樹、特にカラマツなどの葉は細いため、レタスやキャベツ、白菜などの葉の間に入り込んでしまい、商品として価値が下がることがあります。周囲へ迷惑のかわらないよう樹木の管理を行いましょう。そして最低でも一年に一回は、木障切りや間伐を行っていただきますようお願いいたします。

●土手などの草刈を行いましょう

雑草の成長が早い時期になっていきます。繁茂していると隣接する土地・水路の管理などに支障をきたします。伸びすぎる前に草刈を行いましょう。

●農地造成

なお、水路に刈った草ができるだけ落ちないようご注意ください。水路が詰まり、降雨時に下流で越水し、下流域に被害が発生する恐れがあります。

自分の農地が、道路と落差があり耕作の支障となっていたり、土質が悪いので耕土を入れ替えるなど、農地造成をする場合は、事前に『農地造成等届出書』を提出してください。